

CONEXIOBlackBear 販売規約

第1条（目的）

1. コネクシオ株式会社（以下「当社」といいます）は、CONEXIOBlackBear 販売規約（以下「本規約」といいます）を定め、これにより CONEXIOBlackBear（以下「本件商品」といいます）をお客様（以下「お客様」といいます）に販売します。
2. お客様は、本規約の内容に同意の上、本件商品を購入するものとし、本件商品の購入の申込みをした場合には、本規約に同意したものとみなします。

第2条（検査）

お客様は、当社より本件商品の引渡しを受けた場合、すみやかに検査を行い、契約不適合又は数量不足等を発見した場合には、直ちに当社に対してその旨を書面により通知します。なお、本件商品の引渡し日から5営業日以内にお客様から検査結果の通知が当社に到達しなかった場合には、本件商品は検査に合格したものとみなします。

第3条（危険負担）

1. 当社は、本件商品を配送業者に引き渡し、これをもって、当社からお客様に対する引渡しは完了したものとします。
2. 前項の引渡し完了後において発生する本件商品の滅失又は毀損等による損害については、事由の如何を問わず、お客様の負担とします。

第4条（所有権の移転等）

本件商品の所有権は、本件商品を配送業者に引き渡した時点をもって移転します。

第5条（契約不適合）

1. 当社は、本件商品に第2条の検査では発見することができない種類又は品質に関する契約不適合がある場合を除き、お客様に引き渡した本件商品について、返品に応じません。
2. 本件商品の引渡し日又はお客様が契約不適合を知った日のいずれか早いときから6ヶ月以内に、前項の契約不適合が発見されその旨を当社に通知した場合に限り、お客様は、当社に対し、代替品への交換又は前項の契約不適合の修補請求のみを請求することができます。但し、修補に多大な費用を要する場合は代替品への交換のみとします。

第6条（支払方法）

お客様は、本件商品の代金及びこれにかかる消費税相当額を合わせて、別途合意又は当社が指定する方法で支払います。

第7条（担保）

お客様は、当社より請求を受けたときは、遅滞なく当社の承認する物的担保を提供し又は保証人をたてます。

第8条（信用維持等）

1. お客様は、本件商品の品質規格等を変更する等当社の信用を害し又は害するおそれのある行為は一切行わないものとします。
2. お客様は、本件商品については日本国内における利用に限るものとし、当社の指定する使用方法、基準等及び本契約に関連して適用されるすべての法令を遵守するものとします。

3. 本契約の締結は、本契約で許諾された限度で本件商品を使用する場合を除き、お客様に対して当社の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上又は営業上のノウハウ若しくはその他の権利、又はこれらの権利に基づく実施権等の権利（以下総称して「知的財産権等」といいます）を使用する権利及び当社が許諾する以外の本件商品に関するその他のいかなる権利を認めるものではなく、本件商品の改変、改造、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業、その他当社により認められているもの以外の方法による利用等を行うことはできません。
4. お客様が本条に違反して本件商品の使用等をした場合には、これにより当社及びその他の第三者に生じた損害を賠償するものとし、当社は、当該使用等の差し止めを請求することができます。

第9条（秘密保持）

1. お客様は、本件商品に関連して知り得た当社の営業上又は技術上の情報（以下「秘密情報」という）を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
2. お客様は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報等を厳重に管理し、秘密情報等を使用する必要がある役員及び従業員（派遣社員、契約社員を含む）に対してのみこれを開示するものとし、安全管理に必要な措置を講じるものとします。
3. お客様は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本契約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければなりません。
4. お客様は、本契約上、秘密情報等を保持する必要がなくなった場合又は当社から要請があった場合には、当社から開示又は提供された秘密情報等にかかわる資料、媒体及びその複製物を遅滞なく返還又は破棄するものとします。

第10条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、本契約に基づき、当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはなりません。但し、事前に当社の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

第11条（不可抗力）

1. 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、感染症又は伝染病等の疾病等、その他不可抗力、及びこれらを踏まえた義務履行者の判断に基づく本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、当社はその責任を負わないものとします。
2. 前項に定める事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、お客様当社協議の上、本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. お客様及び当社は、自らが暴力団、暴力団員（暴力団の構成員でなくなった時から5年を経過しないものも含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないこと、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、保証するものとします。

2. お客様又は当社は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの催告を要さずに、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属する、又は反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき
3. お客様又は当社は、前項各号に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告しなければなりません。
4. お客様又は当社は、第2項の規定に基づき本契約の全部又は一部を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、何ら当該損害の賠償をすることを要せず、また、当該契約解除により自らに損害が生じたときは、相手方は当該損害を賠償する責を負うものとします。

第13条（契約の解除）

1. 当社は、お客様が本契約の各条項に違背した場合、違背是正期間として相当期間を定めてお客様に対し債務の本旨に基づく履行をなすよう催告し、当該期間内に履行がなされない場合、当該期間の経過をもって当然に本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができます。但し、法令で催告を要しない旨定められている場合はこの限りではありません。
2. 当社は、お客様が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができます。
 - (1) 本契約の規定に違背があり、当該違背の性質又は状況に照らし、違背を是正することが困難であるとき。
 - (2) 本契約の規定に違背があり、当該違背の性質又は状況に照らし、爾後当社において違背を是正してもなお本契約の目的を達成することが困難であるとき。
 - (3) 正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が發送されたとき。
 - (5) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
 - (6) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。
3. 前項により当社が本契約を解除したときは、お客様は、売買代金を完済していない引渡済商品を当社の指示に従い当社の指定する場所で当社又は当社の指定する者に、お客様の費用負担において返還するものとし、又返還するまでの間善良な管理者の注意をもって本件商品を保管する。
4. 前項により返還を受けた本件商品又はお客様が本契約に違反して受取ることを拒否した本件商品については、当社は、法定の手続によらず任意にこれを売却処分し（処分の時期・方法等はすべて当社の任意とする。）、その処分代金をもってお客様が当社に対して負担する損害金、その他一切の債務の弁済に充当することができます。その弁済の充当は当社の指定するところによるものとし、なお不足があるときはその不足額を直ちにお客様は当社に対し全額現金で支払うものとします。

第14条（期限の利益の喪失）

1. お客様は、前条第1項により契約の解除がなされたとき、又は第2項各号の一に該当

する事由が発生したとき、当社に対して負う債務の期限の利益を当然に失うものとします。

2. お客様が前項により期限の利益を喪失した場合には、その時点において当社に対し負担する一切の債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

第15条（損害賠償）

1. お客様又は当社は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができるものとします。なお、当社は、本契約の他の条項の定め如何にかかわらず、またその予見可能性の有無を問わず、直接の結果として現実に発生した通常損害以外の損害並びに特別の事情から生じた損害及び逸失利益については一切の責任を負わないものとします。
2. 当社の本契約の履行に関する損害賠償の累積総額は、債務不履行、契約不適合責任その他請求原因の如何にかかわらず、損害発生の直接の原因となった本件商品の商品代金相当額を限度とするものとします。

第16条（規約の変更）

当社は、民法の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、規約の変更をすることにより、変更後の規約の条項について合意があったものとみなし、個別にお客様と合意をすることなく本契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、本契約の内容は、変更後の規約によります。

- (1) 規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
- (2) 規約の変更が、契約をした目的に反せず、及び変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第17条（本規約の効力等）

1. 本規約のうち、お客様が消費者契約法における「消費者」であるか等、本契約の性質により、法令等の規定に適合しないものがある場合は、当該部分については、当該法令等の内容に準じるものとします。
2. 本規約のうち、本契約の性質等により、本規約と本契約に適用されるその他の別段の定めが相反する場合は、当該別段の定めが優先するものとします。
3. 本件商品に関し、お客様と当社との間で、本規約と異なる内容による契約を締結した場合は、本規約の定めは適用されず、当該契約の定めが適用されるものとします。

第18条（存続条項）

本契約が終了した場合であっても、第9条（秘密保持）、第10条（権利義務の譲渡禁止）、第20条（合意管轄）及び本条の規定については、なお有効に存続するものとします。

第19条（分離条項）

本契約の条項の一部が、管轄権を有する裁判所によって違法又は無効と判断されたとしても、残部の条項は、その後も有効に存続するものとします。

第20条（合意管轄）

お客様及び当社は、本契約に関して生じたお客様及び当社間の一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（協議解決）

本契約の解釈及び効力その他の事項について生じた疑義又は本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

2020年12月23日 制定